

## ご旅行条件書（受注型企画旅行契約）

この旅行は、グリーン交通株式会社（以下「当社」といいます。）が旅行者からの依頼により、旅行者の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送、又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書及び当社「旅行業約款受注型企画旅行契約の部」（以下「約款」といいます。）によります。なお、確定書面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。

当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）を受けることができるように、手配し旅程管理をすることを引き受けます。

### 1. 企画書面の交付

(1)当社は、当社に受注型企画旅行契約の申し込みをしようとする旅行者からの依頼があった時は、当社の業務上の都合がある場合を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

(2)当社は、本項(1)の企画書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。当該企画書面に記載された企画の内容に関して契約が締結された後旅行契約が解除された場合に、取消料の収受開始前に限りその企画料金を収受することができます。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申し込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

(2)本項(1)の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料もしくは違約料の一部として取り扱います。

(3)当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。

(4)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際しては、会員は「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、

「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」その他通信契約を締結するために必要な事項を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

⑤与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第12項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

⑥通信契約による旅行契約が解除された場合の払戻しについては、当社及びお客様のいずれについても提携会社のカード会員規則に従って払い戻します。

(5)受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受理したときに成立するものとします。

(6)当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、本項(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行の締結を承諾することがあります。

(7)本項(6)の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付したときに成立するものとします。

(8)申込金の額は以下のとおりです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

旅行代金（おひとり様）	申込金又は預かり金（おひとり様）
旅行代金の20%以上旅行代金まで	

※上記表内の「旅行代金」とは第2項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(9)当社は、申込手続完了の場合、旅行契約成立前（後）における申込撤回（契約解除）等の連絡に係る当社の営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

### 3. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、契約書面等の価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額（以下本旅行条件書内では単に「旅行代金」といいます）をいいます。この金額が「申込金」、「取消料」、「違約金」及び「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

「旅行代金として表示した金額」は、各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認下さい。また、子供代金は特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に、満3歳以上12歳未満のお客様に適用致します。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満3才未満で航空座席を使用しないお客様に適用します。子供代金が適用にならない幼児であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し受けます。

4. 追加代金 第3項でいう「追加代金」とは、当社が旅行日程等で表示した航空会社の選択、航空便の選択、航空機等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰

着日の選択等により追加する代金をいいます。なお申込金、取消料、違約料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

5. 旅行代金のお支払い期日 旅行代金は、旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点、又は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

#### 6. お申込み条件・参加条件

(1) お申込み時点で20歳未満のお客様が単独でご参加される場合は、原則として保護者の同意書の提出が必要です。場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。

(2) 現在健康を損なわれているお客様、慢性疾患、妊娠中、及び身体に障害をお持ちのお客様は、その旨を旅行のお申込時点でお申し出ください。（お申し出がない場合は、車椅子の手配等、特別の配慮ができない場合がございますのでご了承願います。）当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みは同伴者の同行等を条件とする場合があります。

(3) 現在健康を損なわれているお客様、及び身体に障害をお持ちのお客様は、所定の「お伺い書」の提出をお願いします。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。

(4) 妊娠中のお客様は、ご自身の責任においてご参加していただきます。ただし、航空機搭乗が出産予定日の28日以内の場合は、航空会社所定の診断書の提出が必要です。いずれの場合も、現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担で介助のための同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合には旅行契約の内容の一部を変更させていただくことがあります。

(5) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社らが判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(6) お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、当社らが手配旅行契約で別途料金をお支払いいただくことで、お受けする場合があります。

(7) お客様の都合により旅行の日程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日等を必ず添乗員又は当社へご連絡いただきます。その場合、離脱した時点からの旅行費用第7項(1)に記載されたもの等の払い戻しは行いません。

(8) その他、当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

#### 7. 契約書面及び確定書面

(1) 契約書面とは①旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面（ただし、第2項(4)の場合を除きます。）をいい、確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表のことをいいます。

(2) 当社は、第1項(1)の企画書において企画料金の金額を明示した場合は、当該料金を本項(1)の契約書面に明示します。

(3) 当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、受注型企画旅行の適用範囲の中で契約書面及び確定書面に記載するところによります。

(4) 当社は、お客様に集合時刻・場所、旅行日程、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報及び旅行地における現地手配業者との連絡方法等を記載した最終旅行日程表をお渡しします。

(5) 契約書面において、確定された旅行日程、運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該旅行契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行代金には、最終旅行日程表に表示された以下のものが含まれます。

- ①旅行中または旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。特に表示のない場合は、航空機はエコノミークラス、船舶・鉄道は普通席を利用します。）
- ②旅行中または旅行日程に明示した送迎バス代金、都市間の移動バス代金、観光バス代金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載してある場合を除きます。
- ③旅行中または旅行日程に明示したホテル等の宿泊代金及び税金・サービス料金。
- ④旅行中または旅行日程に明示した飲食に係る代金（機内食を除く）及び税金・サービス料金。
- ⑤旅行中または旅行日程に明示した観光・視察に伴う入場代金及びガイド・通訳代金。
- ⑥おひとり様につきスーツケース等1個の全日程の受託手荷物運搬代金（重量は身の回り品を含め20kgまで。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは各係員にお問い合わせください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、手荷物の総額が15万円を超える場合は、別途、旅行傷害保険をおかけください。）
- ⑦添乗員が同行する場合の添乗員同行代金とそれに必要な経費。
- ⑧その他、募集広告、パンフレット、ホームページ等で含まれる旨表示されているもの。

(2) 上記のものは、お客様の都合により利用されなくても払い戻しは行いません。

9. 旅行代金に含まれないもの 第8項にあげるものの他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数の超過分について） (2) クリーニング代、電信電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等お客様の個人的諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- (3) 傷害、疾病に関する医療費等
- (4) 渡航手続諸費用（旅券印紙代、証紙代、査証料、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続取扱料金）
- (5) 空港を利用する場合の旅客サービス施設使用料（空港施設使用料）
- (6) 自宅から発着空港等までの交通費、宿泊費等
- (7) 希望者のみが参加するオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限る。燃油サーチャージなど）
- (9) その他、旅行日程等で「〇〇料金」と明示したもの

## 10. 旅行契約内容の変更

(1) 旅行者は当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するように求めることができます。この場合において、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。

(2) 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない場合は、お客様に事前に事由などを説明して、旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更する場合があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない場合は、変更後に説明する場合があります。

## 11. 旅行代金の額の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加又は減少することがあります。

(2) 本項（1）の定めるところにより旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

(3) 本項（1）の定めるところにより運賃・料金の減額がなされる場合は、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第10項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(5) 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となった場合は、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

(1) お客様は当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した別の方に譲渡すること（お客様の交替）ができます。ただし、コース・時期により当該交替を一切お受けできないことがあります。

(2) この場合、お客様は第13、14項に定める取消料の対象となります。

(3) お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されるときには、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。

## 13. お客様による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、お申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。時間外の場合は、翌営業日

扱いとなります。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

#### 取消料

取消日（契約の解除日）		取消料
以下にあげる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）		企画料金に相当額 する額
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	20日～8日前まで（日帰り旅行にあっては10日～8日前ま	旅行代金の20%
	7日～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

(2) 旅行契約成立後にコース及び出発日等を変更された場合も取消料の対象となります。

(3) 各種ローンの取扱い手続き上及びその他の渡航手続き上の事由による旅行契約解除の場合も、取消料をお支払いいただきます。(4) お客様は、次に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①第10項に基づき、旅行契約内容の変更が行われた場合。ただし、その変更が第24項の変更補償金に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りま。

②第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額された場合。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社が旅行者に対し、第7項(5)の期日までに、確定書面を交付しなかった場合。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となった場合。

(5)当社は、本項(1)(2)(3)により旅行契約が解除された場合は、既に受理している旅行代金又は申込金から所定の取消料を差し引き、残りを払い戻します。取消料が申込金でまかなえない場合は、その差額を申し受けま。また、本項(4)により旅行契約が解除された場合は、既に受理している旅行代金又は申込金の全額を払い戻します。

#### 14. お客様による旅行契約の解除（旅行開始後）

(1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切払い戻しいたしません。

(2)お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、お客様は、当該受けられなくなった旅行サービスの提供に係る部分の旅行契約を、取消料を支払うことなく解除することができます。

(3)本項(2)の場合、当社は、旅行代金のうち、当該受けられなくなった旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用をお客様に払い戻します。ただし、その事由が当社の責めに帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

#### 15. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1)当社は、次に該当する場合は、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる場合。
  - ②お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められた場合。
  - ③お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
  - ④スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きい場合。
  - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合。
  - ⑥通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなった場合。
- (2)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われない場合は、お客様が旅行に参加される意志がないものとみなし、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、第13項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

#### 16. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1)当社は、次に該当する場合は、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
- ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられない場合。
  - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない場合、またこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となった場合。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務について有効な弁済がなされたものとします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に、支払い、又はこれから支払わなければならない取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- (3)本項(1)の①③により、当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の求めに応じて、出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

#### 17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第11項(3)(4)(5)の規定により旅行代金が減額された場合及び第13・14・15・16項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、第11項(3)(4)(5)の規定により旅行代金が減額された場合及び第13・14・15・16項の規定により通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻し

ます。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

#### 18. 団体・グループの契約

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。(5)団体・グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。

#### 19. 添乗員と旅程管理

(1)添乗員が同行する旅行においては添乗員が、旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表に当社又は手配代行者等の緊急連絡先を記載し、お客様からのご連絡を受けてから行なう場合もあります。

①添乗員の同行の有無は、旅行日程表等に明示します。

②お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員又は現地係員の指示に従っていただきます。

③添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

(2)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受ける為に必要なクーポン類をお渡しする場合は旅行サービスを受ける為の手続はお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先等は、契約書面または最終日程表に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領が出来なくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(3)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

②本項(3)の①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない場合は、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更する場合は、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

#### 20. 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が、故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、そのお客様が被られた損害を賠償する責に



任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、その他当社の関与し得ない事由、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更又は旅行中止。

②伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られた場合。

③運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮又は旅行の中止。

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとり様につき15万円を限度(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

## 2.1. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失によって当社が損害を被った場合は、当該お客様は当社に損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と実際に提供される内容が異なるものと認識した場合は、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 2.2. 特別補償

(1) 当社は、第20項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が企画・実施する受注型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体に損害を被った場合は、お客様又はその法定相続人に死亡補償金として1,500万円、後遺障害補償金に一定の割合を乗じた額、入院見舞金として入院日数により2万円から20万円及び、通院見舞金として通院日数により1万円から5万円を支払います。また、その所有する身の回り品に損害を被った場合は、警察署の事故証明書等当社の要求する書類の提出があれば、携帯品損害補償金を旅行者1名につき15万円を限度として支払います。ただし、補償対象品の1個又は1対については10万円を限度とし、現金・クレジットカード・貴重品・撮影ずみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピューター及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記載された情報、その他旅行業約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

(2) 同項(1)の損害については、当社が第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき同項(1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。

(3) 同項(2)に規定する場所において、同項(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第20項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(同項(2)の規程により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。

(4) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山

岳登はん、リ्यूージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他、これらに類する危険な運動中の事故によるものである場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれている場合は、この限りではありません。

(5) 当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。

(6) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

### 23. オプションツアー

(1) 当社が企画・実施し、パンフレット等に記載する小旅行（以下「当社企画・実施のオプションツアー」といいます。）に対する第22項の特別補償の適用については、当社は主たる受注型企画旅行契約の一部として取扱います。

(2) オプションツアーの主催者が当社以外の現地旅行会社等である旨を明示している場合で、お客様が別料金をお支払いいただき任意に参加を希望される場合は、現地旅行会社等が別途定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

(3) 当社は、現地旅行会社等が主催するオプションツアー参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。また、当社の旅程保証の対象とはなりません。

(4) 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として参加可能なスポーツ等を紹介する場合があります。この場合、当社は、当該スポーツ等に参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。

### 24. 旅程保証

(1) 当社は、下記表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、次の①、②及び③に規定する変更を除き、第3項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に掲げる率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。

(2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、健康補償金を支払いません。

① 悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航・不通・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体の安産確保のため必要な措置による変更。

② 第13・14・15・16項の規定に基づき受注型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分及び第13・14・15・16項にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ 旅行日程等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第3項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して1件の旅行契約につき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて同等価値以上の物品、又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(5)当社が規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第20項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更 一件あたりの率 (%)

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払対象代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行目的地の変更	1. 0%	2. 0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備より低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0%	2. 0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観又はその他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
<p>(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はいいです。</p> <p>(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた場合は、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>(注3) 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>(注4) 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>(注5) 第④号又は第⑥号若しくは第⑦号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。</p>		

25. 旅行保険への加入について 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかる場合があります。また、事故の場合、加害者への

賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入することをお勧めします。

26. 事故等のお申し出について 旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断した場合は、必要な措置を講ずる事があります。この場合において、これが当社の責に記すべき事由によるものではない場合は、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 27. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社は、次に該当する場合は、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- ①当社及び当社が提携する企業が取扱う商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内

(2)当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配代行者（必要な場合に限る）に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(3)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、事前に当社までお申し出ください。

(4)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただく場合があります。

## 28. その他

(1)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による所持品紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた場合には、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(3)お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが

生じないよう商品の確認及びレシートの受取などを必ず行ってください。免税払い戻しが有る場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意頂き、その手続きは、お土産店、空港において手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により持込や持出が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(4) 当社の受注型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、当該サービスに関するお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず、第20項(2)の責任を負いません。

(5) 企画書面等に使用した風景写真は、イメージとして使用したものもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご覧になれる風景とは限りません。また、料理写真・客室写真等は一例であり、実際とは異なる場合があります。

(6) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧になれます。(7) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約条件に 関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。